

第3回ワシントン条約第7条6項に基づく 研究施設登録の制度構築に関する検討会議 議事要旨

●研究施設登録対象の範囲

- (1) 大学法人
- (2) 国立研究開発法人
- (3) 博物館法に基づく登録博物館
- (4) 博物館相当施設等（例：企業の研究施設等）

上記のどこまでの施設を研究施設登録制度の対象とすべきか議論した。

※登録施設から漏れたとしても、ラベルを使用した簡便な移動ができないだけで、輸出入は可能。

(結論) 対象範囲を『(1) から (3) 及び博物館相当施設』と限定すると、重要施設が多く漏れてしまう。『(1) から (3) 及び博物館相当施設』等を対象範囲とし、具体的な対象については審査条件で明らかにしていくべきという認識で概ね一致した。

●対象標本の範囲(DNA・DNA サンプルの扱い)

これまでの議論等において DNA サンプルや DNA の定義が委員により異なるまま議論が行われていた懸念があることから、何が本制度の対象となるかについて議論した。

- ・ DNA や DNA サンプルという言葉が何を指すかは現場ごとにまちまちである。
- ・「抽出された DNA」は対象としない旨、明記すべき。
- ・諸外国においても血液や精子の扱いは分かれており、運用開始に当たっては制度の対象外とすべき。
- ・本制度は研究を推進するという目的があり、CITES は元々の動植物が失われないようにすることが目的。研究目的で移動しても、CITES 本来の目的を損ねることはないため、研究自体に役立つのであればあえて DNA を除外しなくても良いと考えられる。特に植物については、生きている植物すら移動が認められている。
- ・動物は、必ずしも生きている動物から DNA を採取する必要はないため、制度の対象は死んでいる動物に限定すべき。Biological sample を対象外としても、動物はアルコール漬けの標本として移動が可能。
- ・植物についても、さく葉標本があれば問題は生じないので biological sample を除外しても問題ない。

(結論) DNA や DNA サンプルの定義で合意が認められないため、ワシントン条約決議 11.15 に明記されたもの以外、特に抽出された DNA は本制度の対象外であることを明記することで概ね一致した。

●制度の適正な運用

(結論) 資料案のとおり、制度の適正な運用のため、「利用規約またはコンプライアンス規定を策定し、施設登録の申請時に経済産業省の事前確認を受ける」、「本制度導入後、実際の運用状況や登録研究施設から寄せられた意見等を勘案し、必要に応じて制度の見直しを検討する」こと等について確認を行った。

●国内流通と目録の作成

- ・日本国内の非登録施設への標本の移転は認められ (CITES 附属書 I 掲載種の場合、種の保存法に基づき国内における譲渡し等は禁止されているが、許可を受けた場合等はこの限りでない※)、移転記録の保存を必須とする。

※大学での研究目的の譲渡、登録博物館等における展示目的の貸与等については譲渡し等の禁止の例外として除外されているが、事後の届出が必要。

- ・2次譲渡・3次譲渡先を登録施設に限定したり、登録施設に半永久的な追跡義務を課すことは、本制度の対象として想定される機関における実務の現状及び外為法の枠組みに鑑みると難しく、国内移転の目録を注視する中で、名義貸しや問題視される施設への移転のような疑念があるなどの場合には、意見を聴取し、しかるべき対応をとることで目的外使用を防止する考え。

(結論) 資料案に記載している標本移転の際の目録作成についての趣旨を上記のとおり確認した。

●税関での手続き

- ・現行制度では、税関が送付リストと実物の突き合わせを行うので、その確認が取れないと通関できない。登録施設制度では、税関では登録番号と住所が実在することを確認するだけで良い。現行案のように、種類や個数まで確認する必要はないのではないか。(そうした煩雑さがなくなることがこの制度を導入する意味である。)

※現状、植物の輸入では、植物防疫の後、CITES 許可書の内容のチェックという二重の手続きを踏む必要があるが、制度を導入したら CITES のチェックの分、手続きが減る。

- ・現行案の「植物標本の複製」という記述があるが、植物は複製できないので元の言葉である duplicate の訳は「重複」が適切である。

- ・現状の制度では、属は同定されているが、種の同定がなされていない標本は、通関できない。そのため、この制度ができれば、少なくとも属の同定ができていて、その属にCITES種が理論上含まれていればラベルを貼って送るようになる。

(結論) 今回の検討会の議論を踏まえ、資料2の別添2記載の輸入の際のフロー(案)や用語の修正について確認を行った。